

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市監査委員 岩田 康裕
同 岡部 宗茂
同 成 本 俊一
同 太 田 栄司

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査）の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区 分	所 管 課	団 体 名	監査対象事務等
出資団体監査	保健福祉局 保健福祉部 福祉援護課	公益財団法人 岡山市ふれあい公社	団体に対する出資者としての指導監督業務
	保健福祉局 保健福祉部 医療政策推進課	地方独立行政法人 岡山市立総合医療センター	
	都市整備局 都市・交通部 市街地整備課	岡山都市開発 株式会社	
公の施設の 指定管理者監査	市民協働局 市民協働部 市民協働企画総務課	出石地区コミュニティ協議 会	岡山市出石コミュニティハウス管理 業務
	北区役所 総務・地域振興課		

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和8年1月5日から令和8年2月27日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和8年1月、2月に実施した財政援助団体等監査に伴い、所管課の令和6年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 団体に対する出資者としての指導監督業務について

令和6年度における団体に対する出資者としての指導監督業務について、関係書類等を監査した結果、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和6年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められた。

- ・共助金と称する加算及び冷暖房期の加算を含めた利用料金について、岡山市コミュニティハウス条例第4条第2項に規定された料金を超えた額となっており、指定管理者はこれを収受していることが認められた。

- ・地区内と地区外の住民とで異なる利用料金が設定されており、これは、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いを禁じた地方自治法第244条第3項に抵触するおそれがある。

(市民協働企画総務課)

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。